

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業のあらまし

事業の概要	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、当該母及び父の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、教育訓練を受けることが適職に就くため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を支給します。（要事前相談）
対象者の要件 (全てに該当する方)	①市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 ②受講修了日において、養育する子が20歳未満 ③原則、過去に市の実施する教育訓練給付金の給付を受けていないこと。 ④母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
対象講座	雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座かつ、専門資格等の取得を目的とする講座
支給額	①雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格がない方 受講のために支払った費用の85%に相当する額。 ただし、当該教育訓練を修了して資格取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した場合に限る ②雇用保険法の専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方 ①に定める額（受講のために支払った費用の85%相当額）から雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金で支給される額を差し引いた額。 ※支給額の下限は1万2千1円、上限は修学年数（最大4年）に60万円を乗じた額（最大240万円）です。 ※対象となる費用は、教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料とし、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。
支給時期	＜雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がない場合＞ 対象講座の受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に交付申請書を提出し、交付決定ののち、支給されます。 ＜雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がある場合＞ ①修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用されなかった場合 専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に交付申請書を提出し、交付決定ののち、支給されます。 ②修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合 専門実践教育訓練給付金の受給額を差し引いた額（差額5%～15%）が支給されます。
注意事項	・受講前申請を行う前に、ハローワークで雇用保険法（昭和49年法律第116号）による専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無を確認できる書面（裏面の添付書類㊦）を取得してください。受給資格の有無を確認できる書面（裏面の添付書類㊦）は、ハローワークで通常即日発行されます。 ・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方は、ハローワークで専門実践教育訓練給付金の支給申請を行い、その支給の有無を確認できる書面（裏面の添付書類㊩）を取得してください。 ・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方は、ハローワークで追加支給の有無を確認できる書面（裏面の添付書類㊫）を取得してください。 ・修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用されなかった方は、雇用保険加入の有無を確認できる書面（裏面の添付書類㊬）を取得してください。 ・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の支給を受けるには、ハローワークへの相談及び申請手続が必要です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の申請手続等については、ハローワークへお問い合わせください。

裏面に続く

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業のあらまし

手続きの流れ	(受講前) ⑥ハローワークで、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無を確認し、添付書類⑦を取得。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方はハローワークで申請手続等を確認。 ①受講対象講座指定申請書・個人番号提供書を市に提出 添付書類：児童扶養手当受給者は①③⑤⑦⑧ それ以外の方は、②③④⑤⑦⑧ ↓ ②①に対し、対象講座指定通知 (または不指定決定通知) ↓ (受講修了後) ＜雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方＞ 受講修了日翌日から起算して1ヶ月以内 ③ハローワークで専門実践教育訓練給付金の支給申請を行い、その支給の有無を確認できる書面（添付書類⑩）を取得し市に提出。 ↓ ➢資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方 ハローワークで追加支給の申請を行い、その支給の有無を確認できる書面（添付書類⑫）を取得し市に提出。（この場合、市からの給付はありませんので、ここで手続きは終わりにになります。） ➢修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用されなかった方 ハローワークで追加支給がされていないことを確認できる書面（添付書類⑫⑬）を取得し市に提出。市から支給があるため④に続く。 ↓ 修了した日の翌日から1年～1年1ヶ月以内 ④市に補助金等交付申請書・実績報告書・交付請求書・相手方登録申請書を提出 添付書類： 児童扶養手当受給者は①③⑤⑧⑩⑫⑬⑭ それ以外の方は②③④⑤⑧⑩⑫⑬⑭ ↓ ⑤④に対し、交付決定・確定通知 ↓ ⑥指定口座に振込	＜雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がない方＞ 受講修了日翌日から起算して1ヶ月以内 ③市に補助金等交付申請書・実績報告書・交付請求書・相手方登録申請書を提出 添付書類： 児童扶養手当受給者は①③⑤⑧⑩⑫ それ以外の方は②③④⑤⑧⑩⑫ ↓ ④③に対し、交付決定・確定通知 ↓ ⑤指定口座に振込 ★当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ修了日から起算して1年以内に就職等した方：「自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）」を提出（※事業主の証明が必要です） →指定口座に振込
添付書類一覧	①児童扶養手当証書の写し又は同意書 ②母子・父子の戸籍謄本又は抄本 ③世帯全員・続柄入住民票 ④課税・非課税証明書 ⑤受講講座のパンフレット等の写し ⑥教育訓練給付金支給要件回答書等、雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無を確認できる書面	⑦個人番号確認書類・本人確認書類 ⑧教育訓練修了証明書 ⑨教育訓練施設長の発行した領収書 ⑩教育訓練給付金（専門実践教育訓練）支給・不支給決定通知書 ⑪専門実践教育訓練給付金受給資格者証 ⑫雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書 ⑬本人名義の振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）

※受講前申請時に①で同意書を提出していた場合は、以降の①は省略可
※公簿により確認できる場合は②③④は省略可